

上場株式等の配当の税金

本章において表示される税率の内訳は、次の表のとおりです。

税率	内訳		
	所得税	復興特別所得税 (所得税額×2.1%)	住民税
18.378%※	18%	0.378%	—
20.315%	15%	0.315%	5%
20.42%	20%	0.42%	—

※ 2015年12月31日以前に発行された国内割引債の償還差益にかかる税率。

POINT

上場株式等の配当は、申告不要（源泉徴収のみで納税が完了）と確定申告（総合課税または申告分離課税）のいずれかを選択することができます。

1 配当にかかる源泉徴収

上場株式等の配当は、配当受取時に20.315%の税率で源泉徴収されます。

上場株式等の範囲：[P.101](#)

2 申告不要

上場株式等の配当は、金額の大小にかかわらず、配当受取時の源泉徴収（税率20.315%）で納税を完了させ確定申告しないことができます。

配当を確定申告するかどうかは、特定口座（源泉徴収あり）で受取る配当についてはその特定口座ごとに、それ以外の配当については、1回に支払いを受ける配当ごとに選択することができます。

また、NISA・つみたてNISA・ジュニアNISAで生じた配当について株式数比例配分方式を選択した場合は、その配当については非課税であるため確定申告をする必要はありません。

3 確定申告

上場株式等の配当は、配当控除を受ける場合は総合課税により確定申告し、上場株式等の売却損と損益通算する場合は申告分離課税により確定申告する必要があります。

確定申告する場合には、総合課税か、申告分離課税か、いずれかを選択しなければなりません（一部の配当を総合課税、残りを申告分離課税とすることはできません）。

①総合課税

日本法人の株式の配当について配当控除を受けるためには、総合課税により確定申告する必要があります。その場合、配当はその年の給与所得や雑所得（年金収入等）、

不動産所得(家賃収入等)等と合算され、累進税率により課税されます。

総合課税により課される税金と配当受取時に源泉徴収された税金との差額は、確定申告により精算されます。

②申告分離課税

上場株式等の配当を上場株式等の売却損と損益通算するためには、申告分離課税を選択して確定申告する必要があります。この申告分離課税で適用される税率は20.315%です。

4 総合課税で確定申告し配当控除を受けた方が有利なケース

上場株式等の配当は、申告不要とし源泉徴収で課税を完了させるよりも、総合課税として確定申告し、配当控除を受けた方が税負担が小さくなるケースがあります。なお、確定申告することにより、国民健康保険料等の計算に影響が生じるケースがありますので、留意が必要です **P.154**。

■上場株式(日本法人)の配当に係る税金負担率

2023年1月1日から2023年12月31までの間に支払いを受ける配当金

課税所得	所得税(%)			復興特別 所得税(%)	住民税(%)			①総合課税(%) (所得税、住民税 ともに申告)	②申告不要(%) (源泉徴収で課税 完了)
	税率	配当控除	差引負担		税率	税率	配当控除		
195万円以下	5	10	0	0	10	2.8	7.2	7.2	20.315
195万円超	10	10	0	0	10	2.8	7.2	7.2	20.315
330万円超	20	10	10	0.21	10	2.8	7.2	17.41	20.315
695万円超	23	10	13	0.273	10	2.8	7.2	20.473	20.315
900万円超	33	10	23	0.483	10	2.8	7.2	30.683	20.315
1,000万円超	33	5	28	0.588	10	1.4	8.6	37.188	20.315
1,800万円超	40	5	35	0.735	10	1.4	8.6	44.335	20.315
4,000万円超	45	5	40	0.84	10	1.4	8.6	49.44	20.315

※「課税所得」=配当所得を含む総所得金額(所得控除後)、「差引負担」=「税率」-「配当控除」

〔①総合課税〕=所得税の「差引負担」、復興特別所得税の「税率」および住民税の「差引負担」の合計

〔②申告不要〕=源泉徴収税率

※所得税と住民税の所得控除の差額およびそのための住民税減額措置は考慮していません。

※住民税の所得割が少額の場合には、「①総合課税(所得税、住民税ともに申告)」として確定申告をした方が税負担が小さくなるケースがあります。

5 大口株主の税制

上場会社の大口株主 **P.101** が受取る配当は、配当受取時に20.42%の税率で源泉徴収されます。申告不要や申告分離課税による確定申告は選択できず、総合課税による確定申告が必要となります。ただし、少額配当 **P.101** に該当する場合には、所得税については申告不要を選択することができます(住民税の申告は必要です)。

配当控除

POINT

日本国内に本店がある法人から受取った配当や株式投資信託の普通分配金を総合課税で確定申告した場合、その配当等に一定率を乗じて計算した金額を、納付すべき税額の計算上控除できます。

1 二重課税の調整

会社は、既に法人税が課税された後の利益を株主への配当の財源としていることから、個人株主が受取った配当に所得税・住民税が課税されると、二重課税が生じます。この二重課税を調整するために設けられているのが配当控除です。

2 配当控除を受けられるケース

日本国内に本店のある法人から受取る配当や株式投資信託の普通分配金を総合課税で確定申告した場合に、配当控除を受けられます。ただし、株式投資信託については、その内容(外貨建資産や株式以外の資産への投資割合)によって、配当控除の有無や控除率が異なります。

3 配当控除を受けられないケース

- 次の場合には、配当控除を受けることができません。
- ・申告不要または申告分離課税による確定申告を選択した場合
 - ・外国の法人や法人税がかからない主体(上場J-REIT等)から配当を受取る場合

4 配当控除の計算

配当控除の金額は、配当所得の金額に一定率(配当控除率)を乗じて計算します。配当控除率は、課税総所得金額等が1,000万円を超えるかどうかにより異なります。

ここでいう課税総所得金額等とは、配当所得、給与所得、事業所得等(山林所得・退職所得を除き、不動産譲渡所得・株式譲渡所得などを含みます)の総額から、所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など)の合計額を差し引いた金額をいいます。

■ 株式の配当の配当控除率

課税総所得金額等	1,000万円		配当控除率
1.1,000万円以下の場合	その他の所得	配当所得	①所得税 10% ②住民税 2.8%
2.配当所得を加えると 1,000万円を超える場合	その他の所得	配当所得 ① ②	①所得税 10% ③の部分 5% ④の部分 2.8% ②住民税 ⑤の部分 1.4%
3.配当所得以外の所得がすでに 1,000万円を超えてる場合	その他の所得	配当所得	①所得税 5% ②住民税 1.4%

※上表の配当所得には以下のものは含まれません。

- ・申告不要にした配当金
 - ・「申告分離課税」で申告した配当金
 - ・外国法人等から受けるもの等
- ※株式投資信託のうち、特定株式投資信託（ETFなど）の配当控除の適用の有無は、別ルールになります（「上場株式投資信託（ETF）・J-REITの税金」 **P.192** 参照）。

■ 株式投資信託（特定株式投資信託は除きます）の収益分配金の配当控除率

		外貨建資産割合		
		50%以下	50%超75%以下	75%超【注】
非 株 式 割 合	50%以下	所得税 5% 住民税 1.4%	所得税 2.5% 住民税 0.7%	控除なし
	50%超75%以下	所得税 2.5% 住民税 0.7%	所得税 2.5% 住民税 0.7%	控除なし
	75%超【注】	控除なし	控除なし	控除なし

課税総所得金額等が1,000万円超の場合、
1,000万円を超える部分については配当控除率
が左記の2分の1となります。

※外貨建資産割合や非株式割合は、信託約款に記載されたところによります。

【注】「制限なし」や「約款規定なし」等と記載されている場合も該当します。

3

第1節 上場株式等の配当

上場株式等のみなし配当

POINT

みなし配当とは、会社の合併等に伴い株主が受取った金銭等の資産の額のうち、その株式に対応する資本金等の額を上回る金額をいい、税務上配当として取扱われます。

1 みなし配当が発生するケース

次の事由により、株主が会社から受取った金銭等の資産の額が、その株式に対応する資本金等の額を上回っている場合には、その上回る金額はみなし配当として取扱われます。

- ・合併、分割型分割、株式分配（適格合併、適格分割型分割、適格株式分配を除きます）
- ・資本の払戻し（資本剰余金の額の減少に伴う剰余金の配当のうち分割型分割によるもの及び株式分配以外のもの）
- ・解散による残余財産の分配
- ・出資の消却（取得した出資について行うものを除きます）等
- ・自己株式等の取得（市場における取得等を除きます）
- ・社員の退社、脱退による持分の払戻し
- ・組織変更（組織変更した法人の株式または出資以外の資産を交付したものに限ります）

2 上場株式等（大口株主所有分を除きます）にかかるみなし配当

通常の配当と同じく、受取時に20.315%の税率で源泉徴収されます。また、金額の大小にかかわらず、申告不要、総合課税による確定申告、申告分離課税による確定申告のいずれかを選択することができます。

3 大口株主所有分の上場株式等にかかるみなし配当

受取時に20.42%の税率で源泉徴収されます。申告不要や申告分離課税による確定申告は選択できず、総合課税として確定申告します。ただし、少額配当 **P.101** に該当する場合には、所得税については申告不要を選択することができます（住民税の申告は必要です）。

4

第1節 上場株式等の配当

上場株式等の配当の受取方法

POINT

- ①上場株式等の配当の受取方法は、4つの方法の中から選択することが可能です。
- ②特定口座（源泉徴収あり）やNISA・つみたてNISA・ジュニアNISAに配当を受入れたい場合には、株式数比例配分方式を選択する必要があります。
- ③上場株式等の配当の受取方法の変更手続きは、該当の銘柄の配当基準日までに終了しておく必要があります。

1 上場株式等の配当の受取方法

①配当金領収証方式

郵送された配当金領収証をゆうちょ銀行等で換金することにより配当を受取る方法です。受取方法を選択していない場合はこの方式での受取りとなります。

②個別銘柄指定方式

銘柄ごとに、あらかじめ指定した金融機関の預金口座で配当を受取る方法です。

③登録配当金受領口座方式

すべての銘柄について、あらかじめ指定した1つの金融機関の預金口座で配当を受取る方法です。

④株式数比例配分方式

すべての銘柄について、各証券会社等での保有株式数に応じ、各証券会社等の口座で配当を受取る方法です。なお、特定口座（源泉徴収あり）やNISA・つみたてNISA・ジュニアNISAに配当を受入れたい場合には、株式数比例配分方式を選択する必要があります。

2 配当の受取方法の変更手続き

配当の受取方法の変更手続きは、原則として該当の銘柄の配当基準日までに、申込みの内容が取引のある証券会社等を通じて証券保管振替機構に取次がされている必要があります。この手続きに要する日数は、証券会社等によって異なりますので、口座を開設している証券会社等にご確認のうえ、早めにお申込みください。

また、複数の証券会社等に口座を開設している場合、一つの証券会社等で配当の受取方法を変更すると、他の証券会社等での受取方法も証券保管振替機構を通じて自動的に変更されます。

なお、今まで配当の受取方法を選択していない場合で、引き続き配当金領収証方式によって配当を受取りたい場合には、特段の手続きは不要です。

FAQ

妻の配当金と、夫の確定申告における配偶者控除の適用

Q

専業主婦である妻が、上場株式等の配当を受取りました。夫の税額計算上「配偶者控除」の適用はどうなりますか？

A

妻が配当を確定申告することにより、妻の合計所得金額 **P.25** が48万円を超える場合、夫は配偶者控除を受けられなくなりますが、妻の合計所得金額が48万円以下の場合は、夫は配偶者控除を受けることができます。

1 妻が確定申告しない場合

上場株式等の配当（大口株主が受取る配当を除きます）については、金額の大小にかかわらず確定申告せずに納税を終わらせることができます。妻が受取った上場株式等の配当について確定申告しない場合は、その配当は妻の合計所得金額に含まれません。したがって、妻の配当以外の所得が48万円以下である場合には夫の税額計算において配偶者控除の適用があります。

2 妻が確定申告する場合

妻が受取った上場株式等の配当について確定申告する場合、その配当所得は妻の合計所得金額に含まれます。したがって、妻の配当所得とその他の所得の合計が48万円以下の場合は、夫の税額計算において配偶者控除の適用がありますが、48万円を超える場合には、配偶者控除の適用はありません。なお、上場株式等の売却損（または前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損）と上場株式等の配当を損益通算するために確定申告する場合は、次のとおりとなります。

①妻が同一年に生じた上場株式等の売却損と上場株式等の配当を損益通算する場合

妻が上場株式等の売却損との損益通算を行うために、上場株式等の配当を申告分離課税により確定申告した場合には、その損益通算後の配当所得の金額とその他の所得金額の合計が48万円以下であるかどうかによって、配偶者控除の適用の有無を判定します。

②妻が前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損と上場株式等の配当を通算(繰越控除)する場合

妻が前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損との通算を行うために、上場株式等の配当を申告分離課税により確定申告した場合には、その通算前の配当所得の金額とその他の所得金額の合計が48万円以下であるかどうかによって、配偶者控除の適用の有無を判定します。

3 妻が確定申告する方が有利なケース

例えば、妻が上場株式等の配当35万円について確定申告する場合、妻の配当以外の所得がゼロであれば、妻の合計所得金額は48万円以下であるため、夫の税額計算において配偶者控除の適用があります。

一方、妻は上場株式等の配当35万円を確定申告しても、所得税については基礎控除48万円の適用があるため、課税対象金額はゼロとなります。住民税についても総所得金額等の合計額が45万円以下の場合は所得割が非課税とされるため、払うべき税金は生じません。そのため、配当受取り時に源泉徴収された税金約7万円(35万円×20.315%)が還付されます。

これに対して、妻が上場株式等の配当について確定申告しない場合、夫の税額計算において配偶者控除の適用がありますが、妻は35万円の配当について源泉徴収された税金約7万円を負担することになります。

なお、確定申告することにより、国民健康保険料等の計算に影響が生じるケースがありますので、留意が必要です **P.154**。

〈参考：配偶者特別控除〉

妻の合計所得金額が48万円を超える場合、夫は配偶者控除を受けられなくなりますが、妻の合計所得金額が133万円以下で一定の場合は、配偶者特別控除を受けることができます(夫の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります **P.79**)。

コラム column

配当所得の計算（借入金の利子）

配当について確定申告する際、配当所得の金額は、その年の配当収入（源泉徴収前の金額）の合計額から株式等の取得に係る借入金利子を控除して計算します。

1 負債利子控除

株式を取得するために借入れをした場合、株式の取得時期や取得価額、資金の借入時期や借入金額等からその借入れが株式を取得するためのものであることが明らかなときは、配当所得の計算上その株式の保有期間に応する部分の借入金の利子を配当収入から控除することができます。

なお、借入金で購入した株式の配当収入からその借入金利子が控除しきれないときは、確定申告した他の株式の配当収入からもその借入金利子を控除することができます。

2 留意点

- ・株式購入のための借入金利子であっても、その株式を売却した場合は、売却した株式にかかる借入金利子は、配当所得の計算上控除するのではなく、株式の譲渡所得の計算上控除します **P.108**。
- ・事業所得・雑所得の基となる株式を取得するための借入金利子は、負債利子控除の対象なりません。
- ・負債利子控除の適用を受けるためには、配当を確定申告する必要があります。申告不要を選択した配当は、負債利子控除の適用はありません。

用語説明

1 上場株式等

- ・上場株式、上場新株予約権
- ・上場新株予約権付社債
- ・上場優先出資証券
- ・公募株式投資信託の受益権
- ・店頭売買登録銘柄株式、店頭管理銘柄株式
- ・上場ETF、上場ETN、上場J-REIT、上場インフラファンド
- ・日本銀行出資証券
- ・外国市場で売買される株式・新株予約権・上場新株予約権付社債
- ・特定投資法人の投資口

2 大口株主

上場会社の配当等の支払に係る基準日においてその上場会社の発行済株式総数の3%以上を保有する株主。なお、2023年10月1日以後に支払を受ける上場会社の配当等については、株主及びその同族会社が保有する株式の合計が、その上場会社の発行済株式総数の3%以上となる場合、その株主。

3 少額配当

1銘柄について1回に支払を受ける配当金額が、次により計算した金額以下であるもの。

$$10\text{万円} \times \text{配当計算期間の月数(最高12ヶ月)} \div 12$$

配当計算期間とは、その配当の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当の支払に係る基準日までの期間をいいます。例えば、年1回の配当の場合、その配当金額が10万円以下であれば少額配当にあたります。

なお、みなし配当（資本の払戻しによるものを除きます）は、その計算期間が1年（12ヶ月）であるものとして取扱われるため、1回に支払われる金額が10万円以下であれば少額配当に該当します。